

東御市とカクイチ建材工業株式会社との包括連携協定書

東御市（以下「甲」という。）とカクイチ建材工業株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携協力について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、持続可能な地域交通ネットワークの実現等に取り組み、安全、安心で暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力するものとする。

- (1) 地域交通サービス（観光移動サービスを含む。）に関すること
 - (2) EV バス車両の利活用に関すること
 - (3) MaaS に関すること
 - (4) 市民・観光客の行動変容に関すること
 - (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 前項の事項は、甲及び乙の協議により定める活動方針に基づき実施するものとし、その効果的推進のため甲及び乙は、具体的な連携内容、推進方法及び役割等について随時、協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た個人情報、秘密情報その他の甲、乙又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れのある情報（次項において「個人情報等」という。）については、本協定の有効期間中及び有効期間満了後5年間は、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に甲及び乙の相互の承諾がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、個人情報等が有効期間満了後5年間を経過した後であっても、不正競争防止法その他の法律により保護されることを妨げない。

（有効期間等）

第4条 本協定の有効期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の申出が無い場合は、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、本協定が円滑に運営されるよう、年度間の引継の徹底等持続性の維持に配慮するものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年7月31日

甲 長野県東御市県 281 番地 2
東御市長 花岡 利夫



乙 長野県東御市加沢 778
カクイチ建材工業株式会社
代表取締役社長 田中 離 有

